

提出日：平成28年8月5日

担当部・課：産業部水産課 [内線3516]

① 件名
あらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について
② 施設等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 「第2種狐崎漁港」並びに「第2種福貴浦漁港」の漁港施設用地の造成を行うにあたり、公有水面の埋立を行っている。 【目的】 漁港施設用地の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加えるため。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法第9条の5第1項 地方自治法第260条第1項 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ 無 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成19年 2月 第2種狐崎漁港公有水面埋立許可 平成20年10月 第2種福貴浦漁港①公有水面埋立許可 平成24年10月 第2種狐崎漁港竣工認可 平成25年 1月 第2種福貴浦漁港①竣工認可 平成25年 8月 第2種福貴浦漁港②公有水面埋立許可 平成28年 3月 第2種福貴浦漁港②竣工認可 平成28年 7月 宮城県通知
⑤ 主な内容
公有水面埋立法により開始した「第2種狐崎漁港」並びに「第2種福貴浦漁港」の漁港施設用地の造成が竣工したことに伴う宮城県の通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を石巻市の区域内に生じた土地を <u>として</u> 確認する。さらに、石巻市の町（字）の区域に加えようとするもの。 【市域編入区域】 ア) 第2種狐崎漁港 新規追加面積：185.81平方メートル 竣工認可年月日：平成24年10月26日 イ) 第2種福貴浦漁港① 新規追加面積：523.81平方メートル 竣工認可年月日：平成25年 1月 4日 ウ) 第2種福貴浦漁港② 新規追加面積：1,374.24平方メートル 竣工認可年月日：平成28年 3月31日
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源処置及び複数年のコスト計算を含む。）
当該用地は、漁港管理者である宮城県の所有であり、施設維持管理費等は宮城県が負担するため、石巻市は費用負担なし。 漁港施設用地の造成を目的とした公有水面の埋立てが竣工することにより、漁業活動の効率化に寄与できる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施工予定年月日
平成28年9月 市議会第3回定例会に提案予定
⑨ その他